

第2期 小松市重層的支援体制整備事業 実施計画

誰ひとり取り残さない持続可能な
地域共生社会の実現を目指して

令和4年4月
小松市健康福祉部

第 1. 重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 令和 3 年 4 月よりスタートした重層的支援体制整備事業（以下「本事業」という。）は、地域共生社会の実現を目的として、引きこもりや 8050 問題、介護と育児のダブルケアなど、従来の制度ではケアしきれない複合化・複雑化のケースについて対応すべく、市町が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくれるよう設けられた事業です。

(2) 本事業は、支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施することが必須とされています。

(3) 本市では、令和 3 年度から本事業に取組み、従来の相談支援体制をさらに強化し、要支援者が必要な支援サービスにつながるよう、本市の実情にあった包括的支援体制の構築を目指しています。

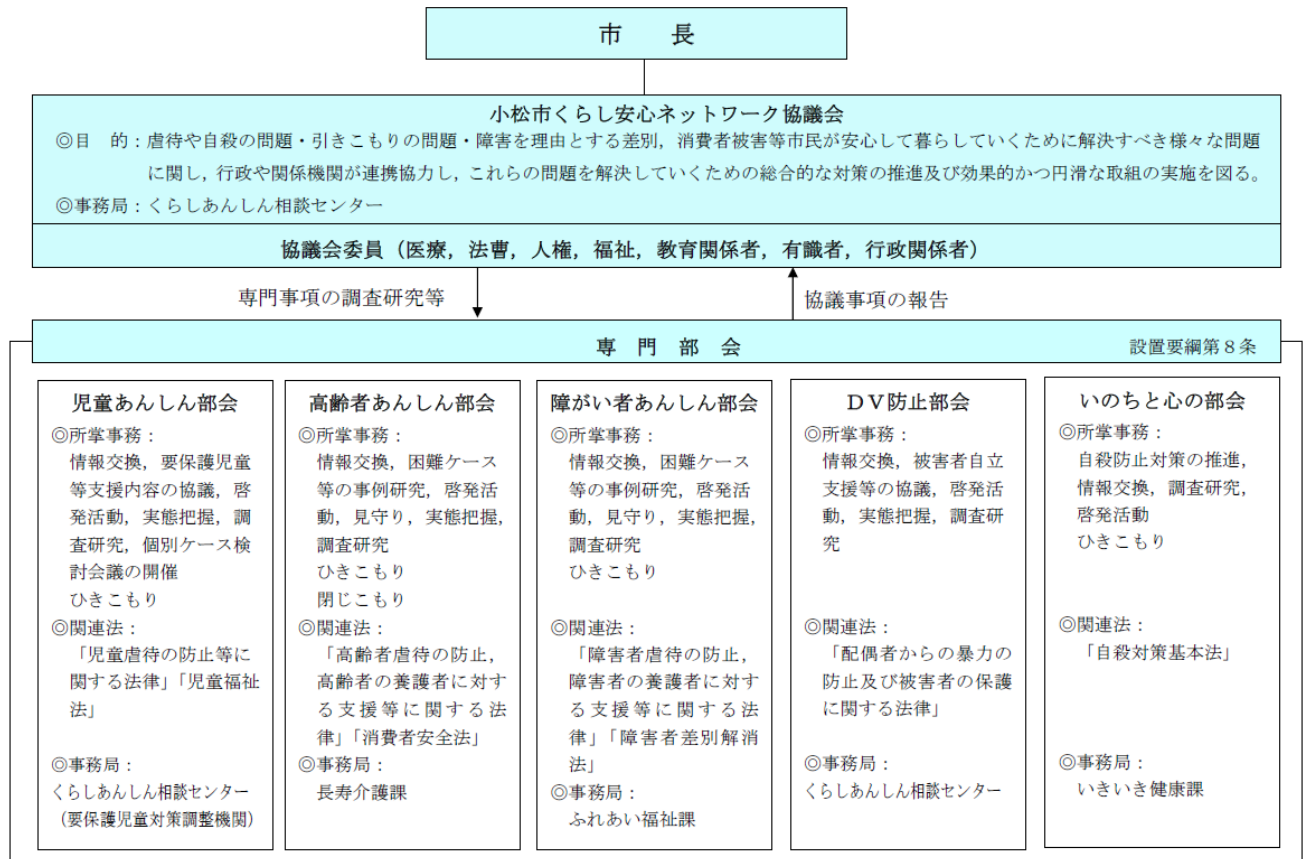
2. 暮らし安心ネットワーク協議会

(1) 本市では、平成 24 年 10 月に暮らし安心ネットワーク協議会（以下「本協議会」という。）を設置し、高齢者・児童・障がい者の各種虐待と権利擁護、DV 防止、自殺対策、障がい者差別解消のほか、現代的な課題である引きこもりや 8050 問題に対し、行政や民間団体など多機関が連携協力し、これらの問題を解決していくための総合的な対策を推進及び効果的かつ円滑な取組の実施を図っています。

また、本協議会には、各分野ごとに、高齢者あんしん部会・児童あんしん部会・障がい者あんしん部会・DV 防止部会・いのちと心の部会の 5 つの専門部会があり、各部会では、参加する委員がそれぞれ所属する機関の立場から意見を出し合い、各分野で地域の生活課題となっている諸問題について議論検討を続けています。

(2) 本事業を実施するにあたり、制度の狭間や複合化の問題に対応していくためには、本協議会の取り組みや多機関のネットワーク機能は欠かすことができないものであり、今後とも、本協議会の機能を活かしつつ、本事業のさらなる充実を図ってまいります。

小松市暮らし安心ネットワーク協議会組織体系図



〔参加団体（協議会・専門部会を含む）〕 順不同

小松市医師会、金沢弁護士会、小松人権擁護委員協議会小松部会、小松市社会福祉協議会、小松市障害者自立支援協議会、成年後見リーガルサポート石川県支部、小松陽光苑、やわたメディカルセンター、こまつふれあい支援センター、こまつ障害者就業・生活支援センター、育松園、うめの木学園、共有会、相談支援事業所こまつ、小松特別支援学校、石川県男女共同参画推進員、公立小松大学、なごみの郷、石川県司法書士会、小松公共職業安定所、高齢者総合相談センター連絡会、小松市立学校PTA連合会、小松市小学校長会、小松市中学校長会、小松市教育・保育協議会、私立幼稚園協会加南支部、小松市校下女性協議会、小松市町内会連合会、小松市老人クラブ連合会、小松市民生委員児童委員協議会、小松警察署、南加賀保健福祉センター、石川県中央児童相談所、小松市教育委員会、小松市役所関係各課（事務局）くらしあんしん相談センター

3. 本事業の実施の方向性

(1) 包括的相談支援と多機関協働（属性を問わない相談支援）

本市では、高齢者総合相談センターや障がい者相談支援事業所などの分野ごとの相談拠点の機能を維持しつつ、各支援関係機関の連携を図る、いわゆる「基本型事業・拠点」類型をとっています。

本事業の実施にあたっては、“断らない相談”と“必要な支援につなげる”相談体制を維持しつつ、複雑・複合化した事例に対応するため重層的支援会議を設置し、コーディネーターを1名配置するとともに、支援員や相談支援事業所への助言や支援の方向性を決めることとしています。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援

社会や人との関わりが困難な人など必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じて継続的な見守り支援を行い、要支援者との関係性を築く中、必要に応じて制度や支援に関する情報提供を行います。

(3) 参加支援

継続的な見守り支援を通じて関係性を築く中で地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対し、就労や生産活動の機会等を提供し、社会参加に向けた支援を行います。

本市では、重層的支援会議において、参加支援が必要と判断された場合は、既存の福祉サービス事業所等（就労継続B型事業所など）の社会資源を活用し、障がいの資格がなくても当該施設を就労や生産活動の場として、社会参加に向けた支援を提供していくこととしています。

今後、NPO法人や民間ボランティア団体等と引きこもりの方や生きづらさをかかえる若者等の居場所について協議連携し、新たな社会資源の開拓も検討してまいります。

(4) 地域づくりに向けた支援

本市では、分野ごとの地域づくり事業は継続実施しつつ、共助による基盤づくり事業として「共助による支え合い事業」に取り組んでいます。

この事業は、地域で支援を必要としている人に対して、地域の実情に応じた出来得る支援をすることにより、住民同士が支え合う地域づくりの促進を目的として実施するものです。

4. 重層的支援体制移行促進費

本事業は、複雑化・複合化した問題の解消に向けた制度ですが、福祉の現場は広範囲にわたっており、事案によっては本事業の補助対象とならない支出（たとえば、参加支援事業を利用する際の通常の利用者が負担している食費や作業着などの実費）が出てくる場合があります。

引きこもりなどの要支援者の中には、経済力不足が原因でこれらの支出を賄えず、せっかく支援の機会が得られてもその機会を逃してしまう可能性があります。

そこで、本市では、これら支出を賄えない要支援者のため、必要な支援の支障となっている経済的負担を解消し、要支援者をスムーズに支援サービスへと繋ぎ、もって、重層的支援体制整備への効率的な移行促進を図ることを目的として、市独自に重層的支援体制移行促進費を設けました。

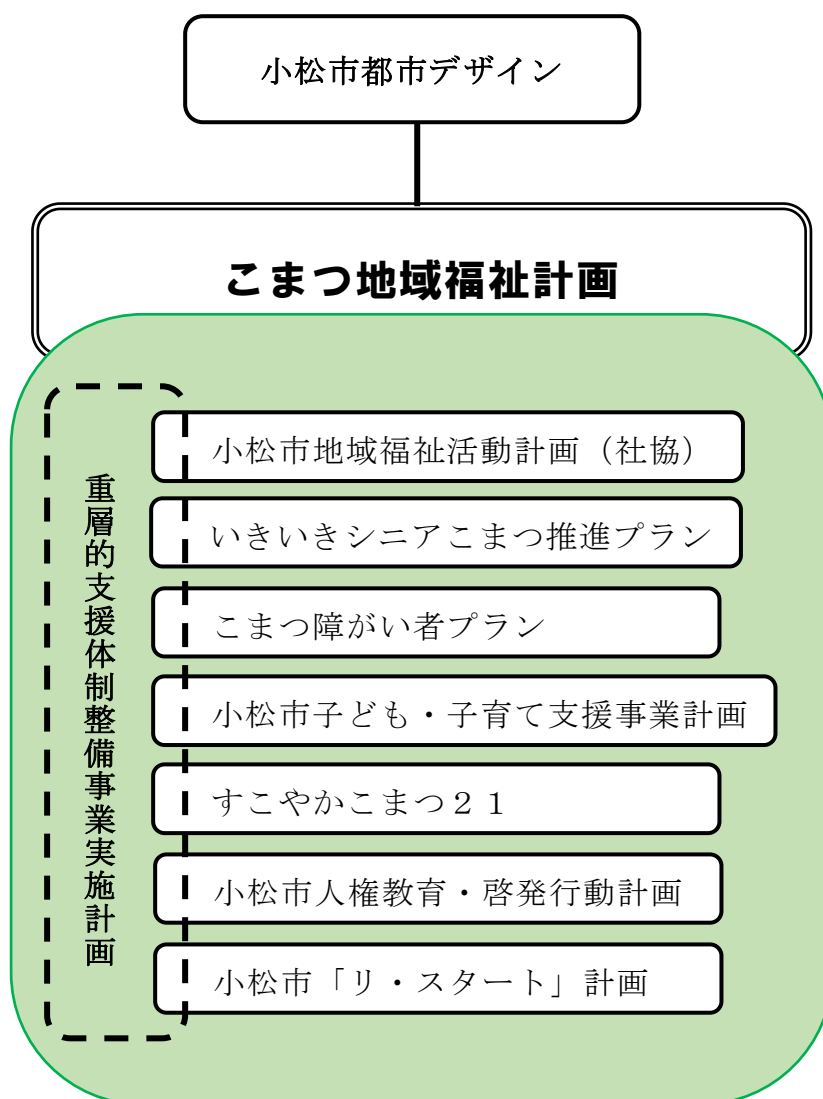
第2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画の位置づけ

本事業の実施にあたっては、実施計画を策定することが規定されており（改正社会福祉法第106条の5）、この計画は、その規定に基づき策定するものです。

また、本計画の上位計画である「こまつ地域福祉計画（令和3年3月改正）」の理念に基づき、地域共生社会の実現に向け、より積極的により高度に地域福祉を推進するため策定するものです。

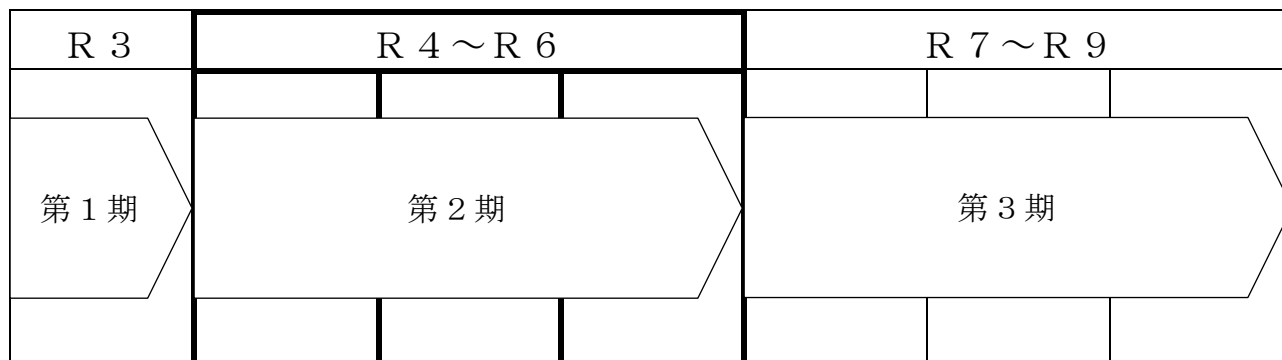
さらに、いきいきシニア推進プラン、障がい者プラン、子ども子育て支援事業計画などの他の計画との整合を図ってまいります。



2. 計画の期間と評価見直し

本実施計画の期間は、令和4年度～6年度までの3年間とし、毎年度実績等を勘案して必要に応じて見直しを行います。

年度ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、PDCAサイクルにより実施計画の見直しの議論を行ってまいります。



3. 実施計画策定にあたっての留意事項

本実施計画の策定にあたっては、健康福祉部くらしあんしん相談センターが計画案を取りまとめ、計画の決定及び見直しにあたっては、重層的支援体制整備に関わる関係課の担当で構成する重層的支援体制整備担当者会議に諮るものとします。

〔重層的支援体制整備担当者会議のメンバー〕

健康福祉部長

健康福祉部くらしあんしん相談センター

健康福祉部こども家庭課

健康福祉部いきいき健康課

健康福祉部長寿介護課

健康福祉部ふれあい福祉課

小松市社会福祉協議会

第3. 重層的支援体制整備事業において実施する事業（社会福祉法第106条の4第2項各号）および実施体制

区分	実施する事業	実施体制
相談支援	地域包括支援センターの運営 [第1号のイ]	高齢者総合相談センター 【支援対象者】65歳以上の高齢者等 【実施方式】委託： 特定医療法人社団勝木会 医療法人社団田谷会 社会福祉法人あさひ会 社会福祉法人明峰会 社会福祉法人松寿園 医療法人社団丹生会 社会福祉法人ジェイエイ小松福祉会 社会福祉法人自生園 医療法人社団澄鈴会 【圏域】市内5圏域10箇所 【支援機関】 丸内・芦城高齢者総合相談センター 丸内・芦城第二高齢者総合相談センター 安宅・板津高齢者総合相談センター 安宅・板津第二高齢者総合相談センター 松陽・御幸高齢者総合相談センター 松陽・御幸第二高齢者総合相談センター 国府・中海高齢者総合相談センター 松東高齢者総合相談センター 南部高齢者総合相談センター 南部第二高齢者総合相談センター 【業務の内容】 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント 【所管課】長寿介護課

継続

区分	実施する事業	実施体制	
相談支援	障害者相談支援事業 [第1号のロ]	障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居支援事業） 【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 直営：発達支援センター 委託：社会福祉法人石川整肢学園 社会福祉法人こまつ育成会 社会福祉法人なごみの郷 医療法人社団澄鈴会 社会福祉法人共友会 社会福祉法人うめの木学園 社会福祉法人南陽園 【圏域】 相談支援事業所：市内8箇所 ジョブコーチ：市内1箇所 発達支援センター：市内1箇所 【支援機関】 [一般相談支援事業所] 相談支援事業所ロビン・フッド 相談支援事業所こまつ 相談支援センターなごみ 相談支援事業所チャレンジ やたの生活支援センター [特定相談支援事業所] 支援センターうめの木 相談支援事業あぶりこっ兎 相談支援事業所え〜る [ジョブコーチ] こまつ障害者就業・生活支援センター [発達支援センター] 発達支援センターえぶりい（直営） 【業務の内容】 一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、障がい者相談支援センターの運営、ジョブコーチ、発達障がい児及び家族等への相談支援 【所管課】 ふれあい福祉課	継続

区分	実施する事業	実施体制	
相談支援	利用者支援事業 [第1号のハ]	利用者支援事業 【支援対象者】 子ども及びその保護者等 【実施方式】 直営 【圏域】 市内2箇所 【支援機関】 こども家庭課（基本型） 子ども・子育て保健室（母子保健型） 【業務内容】 ○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つ。 「利用者支援」：地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談や情報提供、助言等 「地域連携」：関係機関との連絡調整、連携、協働の地域づくり等 ○母子保健型 保健師などの専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービス等の情報提供、支援プランの策定等 【所管課】 こども家庭課（基本型） いきいき健康課（母子保健型）	継続
	生活困窮者自立相談支援事業 [第1号のニ]	自立相談支援事業 【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】 委託：社会福祉法人小松社会福祉協議会 【圏域】 市内1箇所 【支援機関】 こまつふれあい支援センター 【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・検討・支援提供、支援計画の評価等 【所管課】 ふれあい福祉課	既存

区分	実施する事業	実施体制	
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 [第3号のイ]	いきいきサロン 【支援対象者】家に閉じこもりがちな高齢者、一人暮らしの高齢者、虚弱な高齢者等 【実施方式】委託 【圏域】市内186箇所（町）※R4.3.14 現在 【支援機関】各町公民館等 【業務内容】 各地域の公民館等を利用し原則週1回実施。介護予防、仲間づくり、生活の質向上、健康や心身機能の向上を目指す。 【所管課】長寿介護課	継続
		健脚推進ボランティア活動 【会員数】375名 ※R4.3.31 現在 【資格】健脚推進ボランティア研修（全5回）受講修了者 【活動内容】 こまつ健脚体操等の普及、健康づくりのための運動の推進、会員相互の交流、資質向上のための研修等 【活動場所】 市内いきいきサロン、ゆったりサロン（ミニデイ）等 【所管課】長寿介護課（事務局）	継続

区分	実施する事業	実施体制	
地域づくり支援	生活支援体制整備事業 [第3号のロ]	生活支援体制整備事業 【実施方式】委託： 社会福祉法人小松市社会福祉協議会 特定医療法人社団勝木会 医療法人社団田谷会 社会福祉法人あさひ会 社会福祉法人明峰会 社会福祉法人松寿園 医療法人社団丹生会 社会福祉法人ジェイエイ小松福祉会 社会福祉法人自生園 医療法人社団澄鈴会 【圏域】第1層（市内全域）1箇所 第2層 市内5圏域10箇所 【支援機関】 小松市社会福祉協議会（第1層） 丸内・芦城高齢者総合相談センター 丸内・芦城第二高齢者総合相談センター 安宅・板津高齢者総合相談センター 安宅・板津第二高齢者総合相談センター 松陽・御幸高齢者総合相談センター 松陽・御幸第二高齢者総合相談センター 国府・中海高齢者総合相談センター 松東高齢者総合相談センター 南部高齢者総合相談センター 南部第二高齢者総合相談センター 【業務内容】 社会資源を適切に把握し地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成、地域における新しい福祉ネットワークの構築、地域において支援するニーズと取組のマッチング 【所管課】長寿介護課	継続

区分	実施する事業	実施体制	
地域づくり支援	地域活動支援センターの基本事業 [第3号のハ]	地域活動支援センター機能強化事業 【実施方式】 委託：社会福祉法人朋友会 社会福祉法人金沢市民生協会 【圏域】 委託契約先の市町村2箇所 【支援機関】 地域活動支援センターI型かが 地域活動支援センターののいち 【業務内容】 創作的活動または生産活動の機会提供等 【所管課】 ふれあい福祉課	継続
	地域子育て支援拠点事業 [第3号のニ]	地域子育て支援拠点事業 【実施方式】 直営：こども家庭課 委託：公益財団法人小松市まちづくり市民財団 社会福祉法人こばと福祉会 社会福祉法人荒屋校下福祉会 【圏域】 市内4箇所 【支援機関】 すくすくルーム（直営） 親子つどいの広場 こばと保育園 荒屋子育てセンター 【業務内容】 常設の地域子育て拠点（一般形）と児童福祉施設等の子育て支援施設に親子が集う場を設置（連携型）、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施等 【所管課】 こども家庭課	継続

区分	実施する事業	実施体制	
地域づくり支援	地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり	地域における生活困窮者等のための共助の基盤づくり 【支援対象者】 全市民 【実施方式】 委託：社会福祉法人小松市社会福祉協議会 【圏域】 市内全域 【支援機関】 地区社会福祉協議会など 【業務内容】 誰もが安心して地域で生活していけるよう、地区社会福祉協議会の活動を活かし、フードバンクや子ども食堂、買い物支援、除雪作業など共助によるまちづくりを推進する。 【所管課】 ふれあい福祉課	継続
新たな機能	参加支援事業 [第2号]	地域・社会参加支援事業 【支援対象者】 全市民 【実施方式】 委託：社会福祉法人等 【圏域】 市内全域 【支援機関】 福祉サービス事業所等ニーズと社会資源を勘案し検討 【事業内容】 既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間の個別ケースに対応するため、福祉サービス事業所などの地域の社会資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 【所管課】 ふれあい福祉課	継続

区分	実施する事業	実施体制	
新たな機能	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号]	アウトリーチ事業 【支援対象者】必要な支援が届いていない人等 【実施方式】委託 特定医療法人社団勝木会 医療法人社団田谷会 社会福祉法人あさひ会 社会福祉法人明峰会 社会福祉法人松寿園 医療法人社団丹生会 社会福祉法人ジェイエイ小松福祉会 社会福祉法人自生園 医療法人社団澄鈴会 社会福祉法人石川整肢学園 社会福祉法人こまつ育成会 社会福祉法人なごみの郷 社会福祉法人共友会 社会福祉法人うめの木学園 社会福祉法人南陽園 社会福祉法人小松市社会福祉協議会 【圏域】市内全域 【支援機関】10箇所 [高齢者総合相談センター] 丸内・芦城高齢者総合相談センター 丸内・芦城第二高齢者総合相談センター 安宅・板津高齢者総合相談センター 安宅・板津第二高齢者総合相談センター 松陽・御幸高齢者総合相談センター 松陽・御幸第二高齢者総合相談センター 国府・中海高齢者総合相談センター 松東高齢者総合相談センター 南部高齢者総合相談センター 南部第二高齢者総合相談センター [障がい者相談支援事業所] 7箇所 相談支援事業所ロビン・フッド 相談支援事業所こまつ 相談支援センターなごみ 相談支援事業所チャレンジ やたの生活支援センター 支援センターうめの木 相談支援事業あぷりこっ兎 [生活困窮者自立相談事業所] 1箇所 こまつふれあい支援センター 【事業内容】 長期にわたり人と社会と交流をしてこなかった方など、本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対し、トータル的な見守り支援を行う。 【所管課】長寿介護課 ふれあい福祉課	継続

区分	実施する事業	実施体制	
新たな機能	多機関協働事業 [第5号・第6号]	重層的支援会議の設置 【目的】 高齢者総合相談センターや障がい者相談支援事業所等で受け付け、個別ケース会議などで支援検討する中で、既存の制度では適用できない困難ケースについて、センター等への助言や支援の方向性を決め、また、センター等が作成する支援プランについての議論、アセスメントの評価等を行う。柔軟に対応するため必要に応じて随時開催。 【構成メンバー】 コーディネーター、高齢者総合相談センター、障がい者相談支援事業所、アウトリーチ支援担当者、社会参加事業所、関係各課担当者、その他課題解決のため必要な外部専門職等 【所管課】 くらしあんしん相談センター（事務局）	継続
		コーディネーターの配置 【内容】 重層的支援会議の進行、関係各課・関係機関との調整などを行うコーディネーターを配置 【圏域】 小松市社会福祉協議会に1名配置 【所管課】 ふれあい福祉課 小松市社会福祉協議会	継続